桜島学校のスクールバスの運行、住民等の利用について

資料１

【道路運送法の事業区分】

- 自動車による人の輸送
  - 【ナンバー】事業用(旅客)【緑ナンバー】
    二種免許が必要
    - 【輸送の対象】一般(誰でも輸送)
      - ① **一般乗合旅客自動車運送事業** — **乗合バス(路線バスなど)**
      - ② **一般貸切旅客自動車運送事業** — 貸切バス(観光バス･イベントのシャトルバスなど) **スクールバスも該当**
        定員11人以上
      - ③ 一般乗用旅客自動車運送事業 — タクシー
        定員10人以下
    - 特　定(特定の人だけ輸送)
      - ④ 特定旅客自動車運送事業 — 特定の者の契約により一定の範囲を運送(従業員送迎バスなど) **スクールバスは特別支援学校等のみ該当**
  - 自家用【白ナンバー】
    二種免許が不要
    - 【有償or無償】有　償
      ※委託等の場合、無償であっても、市が財政負担を行っていることから、**有償と判断される場合あり**
      - （一般）⑤ 自家用有償旅客運送
        市町村やNPO等が実施主体
        国土交通大臣の登録が必要
        - ⑤-1 **交通空白地有償運送** — 交通空白地において、地域住民、観光客等の運送を行うもの **※路線バスが運行していると交通空白地に該当せず、運行不可**
        - ⑤-2 福祉有償運送 — 身体障害者等に該当する地域住民、観光客等の運送を行うもの
      - （特定）⑥ **自家用自動車の有償運送** — **学校等が自ら所有する車両でスクールバスを運行する場合など**
        国土交通大臣の許可が必要
    - 無　償
      - ⑦ **市町村等の車両による無償輸送** — **※　法の規制対象外**